

きりゅう

平成24年8月1日

市議会だより

No.228



桐生八木節交流広場（あーとほーる鉢座）

平成24年第2回定例会は、6月8日(金)に招集され、6月27日(水)までの20日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長提出議案など14件の審議を行い、それぞれ可決、承認または同意しました。

また、動議第1号の審議を行い、6月20日(水)に除名の懲罰を科すことに決定しました。

主な掲載記事

- 一般質問…………… 2～3
- 動議第1号
庭山由紀議員に対する懲罰動議…… 4～7
- 議案と結果・請願の審査結果
人事案件・お知らせ…… 8

のであり、市議会議員としての資質、品格を全く欠いてい

ると言わざるを得ない。

農産物を生産販売してい

る私達にとって、庭山由紀議員のこのような言動を断じて許すことができないので、桐生

市議会におかれでは、速やかに同議員に対し、辞職させるよう強く要望する。』とい

るものである。

さらに、桐生市第二十二区長星野勝美氏はか四町会長名にて、「桐生市議会庭山由紀議員に対し辞職を求める要望書」が提出された。

内容は、「私ども、桐生市第二十二区（黒保根町）の区民は、本年一月掲載の庭山由紀議員の「黒保根の農産物が放射能に汚染されている。」

という一連のブログ記事によつて大変な迷惑を蒙り、この要望書を提出いたしました。

その内容は、庭山議員に

「ブログ記事の掲載をやめさせること」「黒保根の住民に迷惑をかけていることを反省せ、ブログのなかで黒保根の住民に詫びさせること。」

の席で抗議を行うとともに、二月十三日付けで荒木議長様に要望書を提出いたしました。

この内容は、庭山議員に

「ブログ記事の掲載をやめさせること」「黒保根の住民に迷惑をかけていることを反省せ、ブログのなかで黒保根の住民に詫びさせること。」

の席で抗議を行うとともに、二月十三日付けで荒木議長様に要望書を提出いたしました。

この内容は、庭山議員に

「ブログ記事の掲載をやめさせること」「黒保根の住民に迷惑をかけていることを反省せ、ブログのなかで黒保根の住民に詫びさせること。」

の席で抗議を行うとともに、二月十三日付けで荒木議長様に要望書を提出いたしました。

この内容は、庭山議員に

「ブログ記事の掲載をやめさせること」「黒保根の住民に迷惑をかけていることを反省せ、ブログのなかで黒保根の住民に詫びさせること。」

の席で抗議を行うとともに、二月十三日付けで荒木議長様に要望書を提出いたしました。

荒木議長様のお骨折りにより、上記三点について庭山議員に勧告を行つていただきま

したが、庭山議員の対応は、

が全く見られません。

本来、議員は、市民の生活

を守らなければならぬ責務

を負つてゐるものと考へます

が、庭山議員の行つてゐるこ

とは、自分本位の考へで、市

罪者であるかのように扱つて

います。

その後も「清掃センターで

の東日本大震災のガレキ受入

反対」、また「献血におけるツイッター発言」など、日を追うごとに自分勝手さが激しくなつてゐるように感じます。

私どもは、このような態度

をとり続ける人は、桐生市議

会議員にふさわしくないと思つています。

そこで、桐生市第二十二区

改めて、庭山由紀議員の辞職

を求める要望書を提出いたし

ます。」といつものである。

いずれの要請書及び要望書

も、庭山議員の農畜産業関係

者に対する、根拠のない言いがかりともれるような暴言

が原因である。これら農畜產

施した安全性を確認する検査をクリアした安全なものである。このような発言は桐生市の農畜産物への信頼を損なわ

せ、また、関係者に大きな精神的苦悩を与えるものであり、市議会議員としての資質、品

格を全く欠いていると言わざるを得ない。

本來、議員は、市民の生活

を守らなければならぬ責務

を負つてゐるものと考へます

が、庭山議員の行つてゐるこ

とは、自分本位の考へで、市

罪者であるかのように扱つて

います。

その後も「清掃センターで

の東日本大震災のガレキ受入

反対」、また「献血におけるツイッター発言」など、日を追うごとに自分勝手さが激しくなつてゐるように感じます。

私どもは、このような態度

をとり続ける人は、桐生市議

会議員にふさわしくないと思つています。

そこで、桐生市第二十二区

改めて、庭山由紀議員の辞職

を求める要望書を提出いたし

轟々ネット上を賑わしている状況です。まさに桐生市にとって迷惑極まりない存在であります。

東日本大震災の復興を願い、「瓦礫の受け入れと焼却」で少しでも被災地を応援しようと

言う桐生市の英断を、オルグ

（原文通り）を組んで搬入車を妨害した事実、この件もブロ

グなどで市や市長を糾弾して

おります。

上記一連の発言や行動は、

桐生市民として看過できない

・市議会議員に対し、謝罪と

暴挙であり、断固！庭山由紀

・市議会議員に対し、謝罪と

反省を求めると共に、桐生市議会において、議員辞職勧告

を決議する事を強く要望する

もので有ります。』といつもの

である。

この、桐生市区長連絡協議

会からの要望書は、まさに桐

生市の区長二十二人全員から

の統一した意見であり、今回

の一連の発信により桐生市全体に問題が波及していることを如実にあらわしているものである。

困難を乗り越えようと「がんばっています。」

ばろう日本」の合言葉でたくましく行き抜くことを誓い合

係する技術者や作業員がその

現場において他県他市の方々から軽蔑される事は誠に遺憾

つてゐるこの大切な時期に桐生市議会議員の庭山由紀氏は、

インターネット上で「毒物を作り出す農家の苦労なんて理解できません。」と地元農業関係者

へ犯罪者扱いと風評被害をあ

おるような心無い書き込みや

「献血の車が止まつてゐるけ

ど放射能汚染地域に住む人の

血つて、ほしいですか。」と善

意の献血者への心無い暴言に心凍らせてただ呆れるばかり。

罪に問われなければ何でもありとブログやツイッターを

心無ければ何でもありとブログやツイッターを

罪に問われなければ何でもありとブログやツイッターを

心無ければ何でもありとブログやツイッターを

心無ければ何でもありとブログやツイッターを

心無ければ何でもありとブログやツイッターを

心無ければ何でもありとブログやツイッターを

心無ければ何でもありとブログやツイッターを

がんばっています。

私たちの大切な社員及び関係する技術者や作業員がその

現場において他県他市の方々から軽蔑される事は誠に遺憾

つてゐるこの大切な時期に桐生市議会議員の庭山由紀氏は、

から一連の暴言についての取り消しと謝罪をさせるとともに、桐生市議会議員の辞職を

強く求めます。』というものであります。

これは、実際に現地に赴き

善意で協力されている方々の心からの声である。

以上、度重なる虚偽の発信

・発言内容は誠に遺憾であり、

このことは桐生市議会議員と

してあるまじき行為である。

庭山由紀桐生市議会議員は、これまで議員とは思えない数

・発言内容は誠に遺憾であり、

このことは桐生市議会議員と

してあるまじき行為である。

庭山由紀議員の辞職勧告決

議の要請書」が提出された。

内容は、「東日本大震災か

ら、被災者の方々をはじめ関係者がその苦境から立ち上り、

で危険を承知で昼夜を問わず

る問題決議」を可決した。そ

の内容は、一般質問において、

桐生市議会を「八百長議会」などと発言し、市当局に対し

て、市政に関する質問とは明

らかに違う質問を行うなど、

議会を甚だしく冒涜する発言

をしたことは、議員としての

品位と人格に欠けるものであ

る。

また、庭山議員は、同年一

月二十七日に市庁舎内の会派

控室ドアに「デララメ議会撲滅宣言」など張り紙を許可な

く貼ったことは、法令規則を

無視した信じがたい行為であ

る。

桐生市議会は、一日も早く、

庭山議員が公職者である自己

の立場を認識し、市民の議会

への信頼を大きく失墜させた

ことに対し反省することを強

く求めたものである。

次に、平成二十二年六月十

七日に「庭山由紀議員に誤報

の訂正と謝罪を求める決議」

を可決した。その内容は、自

身の議会活動報告の中で、年

額三十二万四千円である桐生

市議会議員の政務調査費を

「月に三十二万四千円」と誤報

を流布した。

議長が庭山議員に対して誤

報を訂正するよう文書（五

月二十八日付）で要請したが、

庭山議員は手渡された要請文

を自ら読み上げた後、その場

で破り、回答せずに立ち去つた。

そのことで、六月十日に開催された議会運営委員会への出席を要請したが、会期中にもかかわらず庭山議員は出席せず、当日の再度の出席要請をも拒否した。

そこで庭山議員に対して繰り返し、誤報の訂正を求めるとともに、謝罪と反省を求めたものである。

さらに、その同日決議に対

する、本人の弁明において全

く貼ったことは、法令規則を

無視した信じがたい行為であ

る。

桐生市議会は、同年一

月二十七日に市庁舎内の会派

控室ドアに「デララメ議会撲滅宣言」など張り紙を許可な

く貼ったことは、法令規則を

無視した信じがたい行為であ

る。

桐生市議会は、一日も早く、

庭山議員が公職者である自己

の立場を認識し、市民の議会

への信頼を大きく失墜させた

ことに対し反省することを強

く求めたものである。

次に、平成二十二年九月二十

二日に「庭山由紀議員の暴挙

を批判し、桐生市議会における健全な議会運営を回復させ

る決議」を可決した。その内

容は、同年第三回定例会の一

般質問において議長の采配を

により、議場内にいる者の心

胆を寒からしめる発言を行つたものである。

抗議文の内容については、

前記のことではあるが、こ

れまで数を重ねる問題決議・

懲罰を勅章だと自己紹介する心理は、すでに常軌を逸して

おり、議員としてふさわしくないものであると断言せざるを得ない。

平成二十四年五月二十五日に庭山由紀議員が「献血の車が止まっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか?」とツイッタ

ーに発言以降、平成二十四年六月八日現在電話二百八件、

メール五百三十五件、郵送四

件、総計七百四十七件の苦情や抗議が寄せられている。さ

らに、九団体六事業者から辞職を求める要望書・要請書が提出されている。

この問題の早期解決のため、

これら一連の行動によって、

懲罰特別委員会設置のうえ、

庭山由紀議員に対する五日間の出席停止の懲罰動議が可決された。

議会と市民を著しく愚弄するものである。

これら一連の行動によって、

懲罰特別委員会設置のうえ、

庭山由紀議員に対する五日間の出席停止の懲罰動議が可決された。

議会と市民を著しく愚弄する

ものである。

(二)これまで一連の事件に関する心から謝罪を行うこと。

(三)公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名譽を毀損する行為をしていないこと。(四)上記(二)、(三)を直ちに行わない場合に、速やかに一連の事件の責任をとり議員を辞職すること、

任をとり議員を辞職すること、

のものである。

また、平成二十四年六月六日午前十時に議会運営委員会を開催し、庭山議員に対して、

事実確認を行うため、出席要請をし、十六時五十一分まで待つたが、姿を現すことはなかつた。

このため翌七日、再度午前九時三十分に、問責決議案の日程追加のため、議会運営委員会を開催したところ、庭山議員が議員傍聴席にいる

待つたが、姿を現すことはなかつた。

このため翌七日、再度午前九時三十分に、問責決議案の日程追加のため、議会運営委員会を開催し、出席要請をしたに

を開催し、出席要請をしたに

庭山議員が議員間協議を強く望んでおり、まさに、絶好の機会であると考えるので、強く出席を求める旨の要請をし、その後数回にわたりFAXで

のやりとりを行つたが、結局、十三時四十七分まで待ち、や

むを得ず決議案の協議に入つた。

翌六月八日本会議初日開会の回答が得られなかつたため、

十三時四十七分まで待ち、や

むを得ず決議案の協議に入つた。

の発言があり、庭山議員は、

「ありません」と発言した。

前午前九時三十分に、問責決議案の日程追加のため、議会運営委員会を開催したところ、

庭山議員が議員傍聴席にいる

確認が取れたので、一連の言動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

に七百四十七件の苦情と抗議

がきている以上、庭山議員が

確認が取れたので、一連の言

動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

に七百四十七件の苦情と抗議

がきている以上、庭山議員が

確認が取れたので、一連の言

動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

に七百四十七件の苦情と抗議

がきている以上、庭山議員が

確認が取れたので、一連の言

動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

山議員は、「私が発信しました」と発言した。

次に委員から、それについて

て桐生市民及び全国民から、

多くの非難の声が寄せられて

いる。新聞紙上でも、報道さ

れているが、議長にも事務局

に多くの非難の声が寄せられて

いる。この発信について、

謝罪や訂正する意思がないか

どうか、そういう部分を確認

したいと思っております。と

の発言があり、庭山議員は、

「ありません」と発言した。

次に委員から、道義的責任

が多々あると思うが、どう思

うか。との発言があり、庭山

議員から、「だから、特にあ

りませんって言つてるじゃな

いですか。」との発言があつた。

この議会運営委員会での庭

議員から、「だから、特にあ

りませんって言つてるじゃな

いですか。」との発言があつた。

この議会運営委員会での庭

議員から、「だから、特にあ

りませんって言つてるじゃな

いですか。」との発言があつた。

この議会運営委員会での庭

議員から、「だから、特にあ

りませんって言つてるじゃな

いですか。」との発言があつた。

力発電所事故由来放射性物質に苦しむ地域の方々に対する人権侵害を助長する差別発言を認めたことになる。

また委員から、まず、あなた
のツイッター上の発言で

今、上毛新聞の記者から電話があり、去年五百ベクセルを翌二月ほりしきりに

を越えたはれんそどかぎ
なを、ただで流通させた新田

どう思うかという取材電話が物発言に議会に抗議するが、

あつた。毒物流通させた犯罪者（農協長のお名前）が何を

「言う？謝罪を求めるだあ？あんたが謝罪しろ！」といった

発信がございますが、この件につきまして、あなたどのよ

うな、その事実、あなたの思つてゐる事実をですね。あなた

の中で説謗されてどういった
観点からこういった書き込み
をしたのか同一の思想

をしたのが何いだいと思ひます。との発言があり、庭山

りですけど。」との発言があつた。

次に委員から、どういった

したうえでこのようないきを
行っているのかを聞いている。

との発言があり、庭山議員から、「ですから、書いてある

通りなんですがとも」との発言があつた。

この通りだということか。との発言があり、庭山議員から「(発言なし)」であった。

次に委員長から、答えてください。との発言があり、庭山議員から、「ですから先ほどそこに書いてある通りだと私は答えましたけど。」との発言があつた。

次に委員から、これは、あなたが言ったことに間違いないか。との発言があり、庭山議員から、「間違いあります」との発言があつた。

庭山議員は、ツイッターにより、新田みどり農協組合長を名指しで「犯罪者」と発信したばかりか、上記のとおり、この発言を含む一連のツイッター上の発信を自らが行ったこと、及び、謝罪も訂正もすることがない旨を議会運営委員会において認めている。

しかし、そもそも「犯罪者」とは、法的に或いは社会常識的に、刑事裁判で有罪判決を受けて判決が確定した者を指すところ、庭山議員の主張に従つたとしても、上記組合長は、全く「犯罪者」などではない。

このよう、ツイッター上の発言、及び、委員会でもこれを平然と認める庭山議員の発言及び態度は、無礼であり、著しく議会の品位を害するものというべきである。

さらに委員から、毒物を作り農家の苦労なんて考えられないについて、検査をしていないものは全て毒物なのか。との発言があり、庭山議員から、「その通りです。国基準を信じる皆さんに信じられない」との発言があった。

次に委員から、黒保根の皆さんもJA新田みどりの皆さんも丹精込めて作っている。検査してない農作物をどう思っているのか。との発言があつて、庭山議員から、「丹精込めて作ったものでも、高濃度の放射能汚染地域で作った農作物は毒物だと思う。」との発言があつた。

議会運営委員会の場で、「毒物」と発言したことは、議員として政治的な発言をすることは自由だが、この発言は、明らかに必要限度を超えた「品位を害する無礼な言葉」の使用に該当する。

「毒物」という言葉により一般的にイメージされるのは、毒物及び劇物取締法上の毒物ないしこれに準ずる、人の生命身体に対し、著しくかつ直接に危険を及ぼす物である。

しかし、庭山議員が「自己の政治的見解を表明するに当たり、桐生地域内の農作物を無限定にかつ科学的な根拠を示さず、上記のようなイメージを有する言葉である「毒物」

は全く存在せず、庭山議員は、自己の政治的見解の発表に必要な限度を明らかに超えた無礼な発言をしていると断定せざるを得ない。

また、桐生地域内の農作物を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記のように、要望書が多数桐生市議会に提出されているのである。

我々桐生市議会議員としても、ツイッター上で丹精込めて生産した農作物を「毒物」などと誹謗中傷し、さらに、委員会内においても、謝罪どころか訂正すらせずに、改めて「毒物」などと言い放つ庭山議員の言動には、著しく反発しているところである。

委員長から暫時休憩との発言があり、庭山議員から、「私がここにいると議会が始まらないのではないか。このままいると本会議が開催されそうもない」との発言があつた。

庭山議員が席を立つた瞬間に、委員長から再開いたします。庭山議員！ 庭山議員！（呼び止めています。）との発言があつた。が庭山議員は無視をして退席した。

この幼稚で身勝手な行為は、

議会運営委員会が一日間出席要請したにもかかわらず、長時間ただ待たされた委員の正常な感情を反発させる言動及び態度であり、議員としての説明責任も果たさない、品位のかけらもない、まさに議員としてふさわしくない言動・行動であり、さらに議会運営委員会をも冒涜するものである。

庭山議員は、議会運営委員会の席上、自己の発言に関する明確な説明をしないどころか、投げやりかつ開き直った発言を繰り返している。

庭山議員が退席した直後、ツイッター上で、「問責はもう氣満々なんだから」「ぐずぐずしないではやくちようだい」などと発言しており、庭山議員本人も、自らの発言が重大であり、政治家として責任を問われるべき問題と認識していることが明らかである。

それにもかかわらず、庭山議員は、委員からの質問に真摯に対応せず、かえつて、自らのツイッター上の発言を前提に、「書いてあるとおりです」などと発言し、全く弁明も訂正もせずに、自らのツイッター上の発言を委員会内の発言として置きかえただけで、退席してしまった。

庭山議員の委員会における

自らのツイッター上の発言を一体としてみれば、庭山議員の発言、言動は、品位を害し、無礼の言葉であることが明らかである。

庭山議員は、これまで、発言を訂正する機会は幾らでもあったにもかかわらず、農業関係者を犯罪者扱いしたり、農作物を「毒物」扱いするなど、根拠のない暴言を繰り返し、多数の人を悩ませ、傷つけていると言わざるを得ない。

このような庭山議員の言動は、庭山議員個人の問題にとどまらず、議会の品位を著しく汚すものである。現に、桐生市議会に対し、要望書が多数提出され、抗議の電話やメールが殺到し、テレビや新聞にも連日取り上げられているところである。

このような庭山議員の言動やこれに対する民意の反発を踏まえ、我々桐生市議会議員は、庭山議員は、もはや公職の立場に全くふさわしくないと判断するものである。

よつて、地方自治法第百三十二条及び桐生市議会会議規則第一百四十二条の規定に抵触するものとして、本動議を取り上げ、懲罰特別委員会設置の上、地方自治法第百三十五条第一項第四号の除名の处分を求める。

第2回定例会 議案と結果

○：賛成 ×：反対 △：退席 −：除斥



市議会は、次の人事案件二件に同意しました。

お知らせ

議員の暑中見舞状・寄附などは法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことを禁止されています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

○暑中見舞状などのあいさつ状を出すこと。

◎寄附すること。

○寄附をすること。
○本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

◆次回定例会の開催予定は…

8月28日(火)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部（要旨）を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。

平成24年第2回定例会の会議録は、9月上旬からご覧になります。なお、会議録は桐生市ホームページからでもご覧いただけます。

再生紙を使用しています。

請願の審査結果

この定例会では、請願10件の審査を行い、その結果、4件が不採択、6件が閉会中の継続審査となりました。

◎不採択となつた請願

付託委員会	受理事務番号	件名
経済建設委員会	第12号	境野水処理センターと相生3丁目から4丁目にまたがる最終処分場に関わる放射性廃棄物の焼却中止と撤去を求める請願
教育民生委員会	第13号	新里清掃センターに関わる放射性廃棄物の焼却中止と撤去を求める請願
	第14号	東日本大震災により発生した岩手・宮城両県の瓦礫を受け入れて、桐生市清掃センター（新里）の処理施設で瓦礫処理を行うことの白紙撤回を求める請願
	第15号	桐生市の東北震災瓦礫受け入れに関する住民説明会再実施を要望する請願

○閉会中の継続審査となつた請願

付託委員会	受理番号	件 名
総務委員会	第1号	公契約で働く人の「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書採択についての請願
	第11号	消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願
教育民生委員会	第5号	全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願
	第6号	0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願
	第7号	年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願
	第16号	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願